

# 第 2 次宇城市環境基本計画 年次報告書

(令和 6 年度実績)

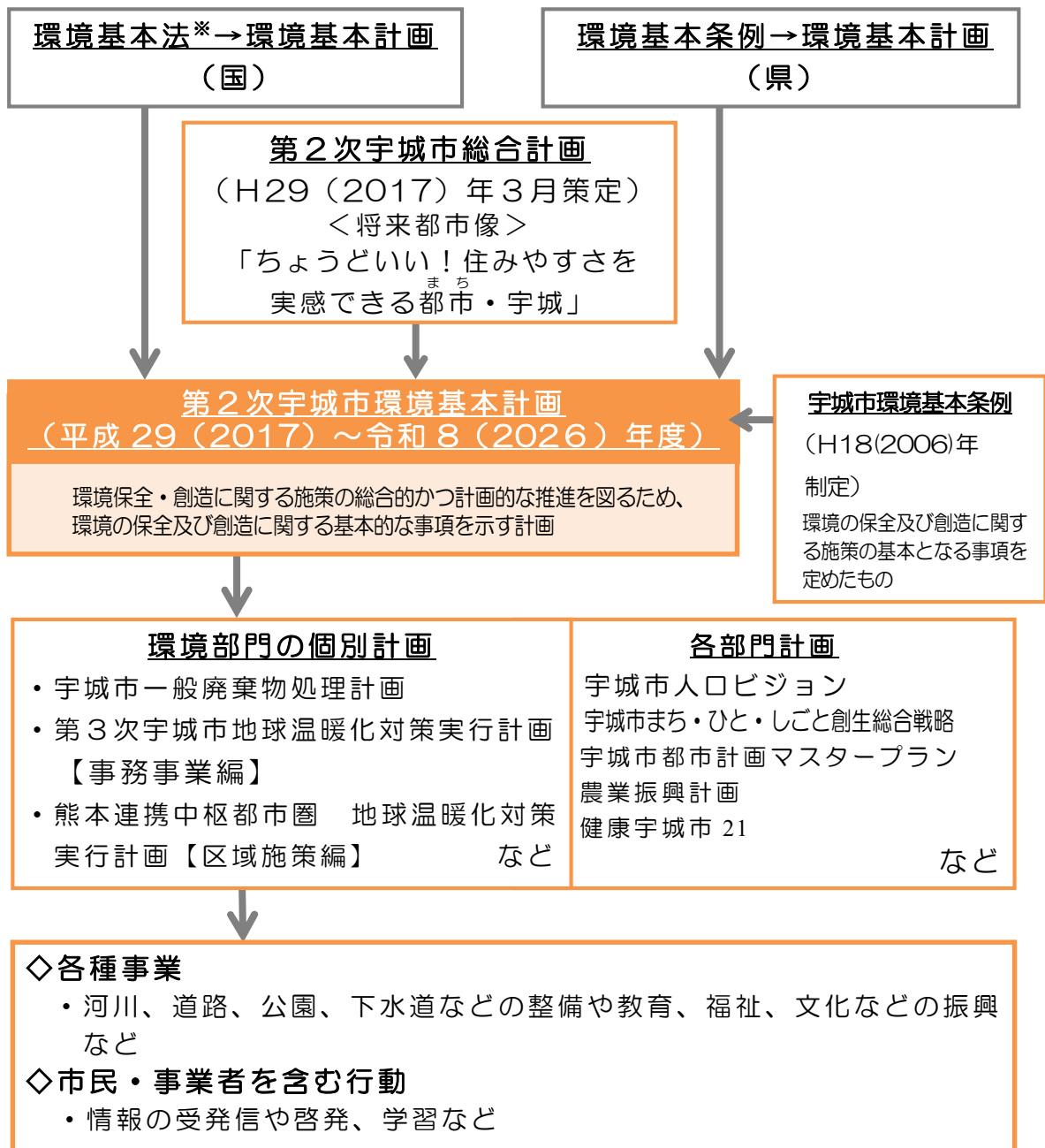
宇 城 市



## 2 計画の性格と位置づけ

本計画は、宇城市環境基本条例に掲げられた「市民、事業者及び行政が一体となり、これらすべての者の創意工夫と協働<sup>\*</sup>により、宇城市の自然豊かな環境を保全し、よりよい環境を創造するとともに、潤いと安らぎのある魅力的なまちづくりを推進していく」という理念の実現に向け、本市が環境行政を推進するうえで、中心的な役割を担う環境面における総合的な計画です。

### <宇城市環境基本計画の位置づけ>



### 3 計画の期間と対象

#### (1) 期間

本計画の期間は、平成 29(2017)年度を初年度とし、令和 8 (2026) 年度を目標年次とする 10 年間とします。なお、本市を取り巻く環境や社会情勢の変化、科学技術の進展などを踏まえ、概ね 5 年後を目途に計画の見直しを行います。



#### (2) 対象

本計画の対象とする環境の範囲は、生活に身近な環境の観点をはじめ、生活や事業活動に伴う観点、地球規模の環境の観点など、以下に掲げる範囲とし、幅広い視点で捉えることとします。

自然環境	○野生生物の生息環境や森林、水辺などの生態系 <sup>*</sup> を含めた環境
生活環境	○大気、水、地盤、騒音、振動、化学物質など、健康な市民生活に関わる環境
都市環境	○水や緑に親しめる生活空間、歴史的・文化的まちなみなど快適性に関わる環境 ○地域特性を生かした良好な都市景観
循環型社会 <sup>*</sup>	○廃棄物などの発生を抑制し、そのうち有用なものを循環資源として利用することで、環境への負荷が低減される社会
地球環境	○地球温暖化 <sup>*</sup> 、オゾン層 <sup>*</sup> 破壊など地球規模の環境
環境活動	○環境教育・環境学習、環境保全活動

#### (3) 計画区域

本計画の対象は、宇城市の行政区域とします。ただし、広域的視点に立つて解決を図っていくべき問題や、連携することにより効果が得られる事項については、周辺自治体や関係機関との協力体制を深めながら、推進していくものとします。

## 2 目指す環境像

本市のまちづくりの最上位計画である「第2次宇城市総合計画(2017～2024年)」で掲げる「ちょうどいい！住みやすさを実感できる都市・宇城」の実現を目指し、本計画は、環境面における施策を展開していくものです。

＜第2次宇城市総合計画まちづくりの将来都市像＞

“ちょうどいい！住みやすさを実感できる都市・宇城”

計画終了時点で人口 55,000 人以上を維持できる持続可能なコンパクトシティ<sup>\*</sup>の形成により、市民一人ひとりにとって「ちょうどいい！住みやすさを実感できる都市・宇城」を目指すものです。

＜第2次環境基本計画の目指す環境像＞

**こちいい！人も自然も豊かな環境先進都市**

経済成長や都市の進化の中で私たちが手に入れた便利で豊かな生活は、大量生産・大量消費・大量廃棄をもたらし、身近な環境のみならず、温暖化など地球環境へも深刻な影響を及ぼしてきました。

この深刻な環境の現状を真摯に受け止め、生活の豊かさと環境負荷の低減を両立させたライフスタイルへ転換を促し、持続可能な社会の構築を目指すことが求められています。

一人ひとりが日常の生活を振り返り、市民の知恵により、質の高い生活を創出し、豊かな心、持続可能な自然環境の中で将来にわたって住み続けることのできるまちの実現を目指します。そこで、目指す環境像を「こちいい！人も自然も豊かな環境先進都市」と設定します。

### 3 進むべき方向性と環境目標

宇城市環境基本条例では、条例の基本理念にのっとり施策の基本方針を以下のように定め、各事項の確保と施策相互の有機的連携を図ることを掲げています。

#### ＜宇城市環境基本条例の施策の基本方針＞ — 第7条 —

1 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。

2 生態系<sup>\*</sup>の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が自然的社会的条件に応じて体系的に保全され、及び創造されること。

3 人と自然との豊かな触れ合いが保たれること。

4 歴史的文化的な特性が生かされ、自然環境と調和のとれた安全で快適な生活空間が保全され、及び創造されること。

5 市、市民及び事業者が協働<sup>\*</sup>して環境の保全及び創造に取り組めること。

そこで、この基本方針におけるキーワードを踏まえ、宇城市が目指す環境像を達成するため、環境目標（施策の柱）を設定します。

環境像	区分	環境目標
<b>ここちいい！ 人も自然も豊かな 環境先進都市</b>	自然環境	豊かな自然とともに生きるまち
	生活環境	健康で安心して住み続けられるまち
	都市環境	地域の個性あふれる美しいまち
	循環型社会 <sup>*</sup>	資源を循環利用する環境にやさしいまち
	地球環境	未来を思いやる地球に貢献するまち
	環境活動	みんなで築く協働 <sup>*</sup> のまち

## 4 施策の体系

本計画では、次頁に示す環境施策の体系に基づき、環境像を実現するため総合的、計画的に環境施策を実施することに努めます。

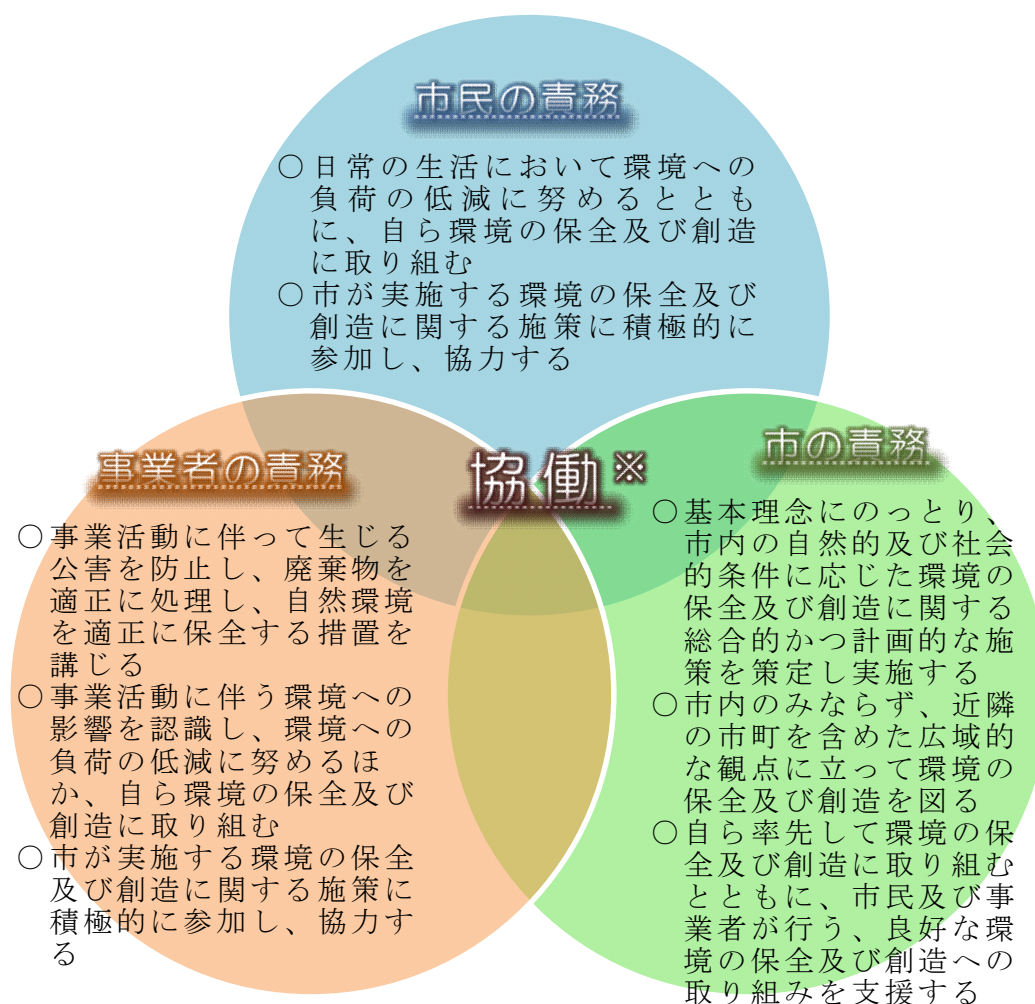
環境像	環境目標	個別目標	基本施策
こころいい！人も自然も豊かな環境先進都市	1（自然環境） 豊かな自然と ともに生きるまち	1-1 豊かな森・農地・里山・ 生き物を守り育てます	①豊かな自然の保全と再生 ②生物多様性の確保
		2（生活環境） 健康で安心して住み 続けられるまち	2-1 爽やかな澄んだ空気を 守ります
	2（生活環境） 健康で安心して住み 続けられるまち	2-2 清らかな水環境を 守ります	①水環境対策 ②土壌汚染対策
		2-3 安らぎある生活環境を 守ります	騒音・振動対策
		2-4 災害に対応できるまちを 目指します	①ライフラインの確保 ②災害廃棄物の処理
		3（都市環境） 地域の個性あふれる 美しいまち	3-1 花と緑に囲まれた まちづくりを進めます
	3（都市環境） 地域の個性あふれる 美しいまち	3-2 まちの美観向上に 努めます	地域の特性を生かした 美しい景観の形成
		3-3 まちの歴史や文化を 大切にします	地域の歴史・文化の 保全と継承
		3-4 人と環境に配慮した 交通体系を目指します	安全で快適な交通環境の 創出
		4（循環型社会※） 資源を循環利用する 環境にやさしいまち	4-1 ごみを減らし資源を 有効活用します
	4（循環型社会※） 資源を循環利用する 環境にやさしいまち	4-2 エネルギーを 有効活用します	自然・未利用エネルギー※ の利用促進
		4-3 環境と経済が好循環する まちを目指します	環境にやさしい産業の 創出・育成
		5（地球環境） 未来を思いやる 地球に貢献するまち	5-1 地球温暖化※の緩和に 取り組みます
	5（地球環境） 未来を思いやる 地球に貢献するまち	5-2 地球環境保全への 貢献活動を推進します	国際的視野での環境貢献活動 （オゾン層※の保護、酸性雨※対策、 森林保全）
		6（環境活動） みんなで築く 協働※のまち	6-1 貴重な自然を 学び・守ります
	6（環境活動） みんなで築く 協働※のまち	6-2 協働※による環境活動 を展開します	市民、事業者、行政の パートナーシップ※の形成

# 1 推進主体

本計画の推進主体は、市民・事業者・市です。市が直接実施するものに限らず、市民や事業者が実施主体となるものや、三者の協働※によるものなど、それぞれの責務を果たすとともに互いに協力・連携しながら、幅広く推進していく必要があります。

## ＜宇城市環境基本条例における各推進主体の責務＞

— 第4条、5条、6条 —



## 2 推進体制

本計画の着実な推進を図るためには、市民・事業者・市がそれぞれの立場で、その役割を果たしながら、互いに協力して施策を進めていくことが必要です。

また、市民・事業者・市の日常における自発的な環境改善のための行動は、市の環境施策が大きく関連してきます。計画に掲げる施策を着実に推進し、その進捗を的確に把握していくため、計画の推進体制を整備します。

### 宇城市環境審議会

宇城市環境基本条例に規定する市長の諮問機関であり、学識経験者、市民、事業者の代表などで組織し、本市の環境に関する重要事項について審議し答申を行います。また、審議会は必要と認める事項について審議し、市長に意見を述べることができます。

### 庁内検討委員会

各部局次長で構成される内部の組織で、本市環境行政に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために設置します。委員会は、環境関連事業の成果達成度を点検・把握し、計画の見直し、新たな企画の検討・立案を図っていきます。

### 協働体制の整備

本計画推進のためには、行政の取り組みだけでなく、市民、事業者がそれぞれの責務を果たすとともに、互いに協力、連携することが必要です。また、多面的な活動を推進するため、引き続き宇城市環境対策委員会\*および環境保全活動団体や事業者などとの連携に努めます。



環境目標1(自然環境)：豊かな自然とともに生きるまち					
指標項目	基準値(※1)		実績(※2)		目標値 (2026年) (中間見直し後)
	H28 (2016)	H29 (2017)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	
●自然の美しさに対する満足度【意識調査】	—	40.40%	42%	—	47%
●森林面積(農林水産課)	5,956ha (2015農林業センサス)	—	5,949ha (2020農林業センサス)	5,957ha (熊本県林業統計要覧 2023)	5,890ha
●熊本型特別栽培農産物認証制度認定団体(農政課)	—	—	2	4	8団体
●自然にふれ合える場所の多さに対する満足度【意識調査】	—	24.90%	27%	—	32%

環境目標2(生活環境)：健康で安心して住み続けられるまち					
指標項目	基準値(※1)		実績(※2)		目標値 (2026年) (中間見直し後)
	H28 (2016)	H29 (2017)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	
●空気のきれいさやにおいの満足度【意識調査】	—	43.70%	45%	—	50%
●水のきれいさに対する満足度(海・海岸)【意識調査】	—	15.20%	17%	—	23%
●水のきれいさに対する満足度(河川)【意識調査】	—	11.30%	11%	—	15%
●水のきれいさに対する満足度(湖沼・ため池)【意識調査】	—	7.50%	9%	—	12%
●汚水処理人口普及率(上下水道課)	80.30%	—	84.62%	85.02%	89.3%
●静かさに関する満足度【意識調査】	—	42.20%	41%	—	45%

環境目標3(都市環境)：地域の個性あふれる美しいまち					
指標項目	基準値(※1)		実績(※2)		目標値 (2026年) (中間見直し後)
	H28 (2016)	H29 (2017)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	
●緑の多さに対する満足度【意識調査】	—	51.90%	51%	—	55%
●市民による花壇管理団体数(商工観光課)	164団体	—	146団体	141団体	170団体
●まちなみの美しさに対する満足度【意識調査】	—	15.20%	19%	—	30%
●まちの道路の清潔さに対する満足度【意識調査】	—	18.80%	23%	—	30%
●交通環境の利便性に対する満足度【意識調査】	—	10.80%	14%	—	20%

### 環境目標 4 (循環型社会) : 資源を循環利用する環境にやさしいまち

指標項目	基準値 (※1)		実績 (※2)		目標値 (2026年) (中間見直し後)
	H28 (2016)	H29 (2017)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	
●1日一人あたりごみ排出量 (衛生環境課)	847.7g (H27年)	—	976g	938g	821g
●リサイクル率 (衛生環境課)	21%	—	25.3%	24.1%	27%
●過剰包装の簡素化や買物袋持参に取り組む市民の割合【意識調査】	—	80.20%	92%	—	95%
●水の節約に取り組む市民の割合【意識調査】	—	71.70%	78%	—	85%
●電気の節約に取り組む市民の割合【意識調査】	—	82%	84%	—	90%
●ガスの節約に取り組む市民の割合【意識調査】	—	67.60%	82%	—	85%
●環境にやさしい製品の購入に取り組む市民の割合【意識調査】	—	62.50%	65%	—	70%

### 環境目標 5 (地球環境) : 未来を思いやる地球に貢献するまち

指標項目	基準値 (※1)		実績 (※2)		目標値 (2026年) (中間見直し後)
	H28 (2016)	H29 (2017)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	
●市の公共施設の年間使用電力量 (公共施設マネジメント課)	4,070千 kwh	—	4,338千 kwh	4,272千 kwh	4,300千 kwh
●市の公共施設の太陽光発電などの導入における自然エネルギーの活用 (公共施設マネジメント課)	55千kwh	—	76千 kwh	72千 kwh	60千kwh
●市ホームページや広報誌などにおける環境情報の発信 (衛生環境課)	10回	—	11回	7回	12回

### 環境目標 6 (環境活動) : みんなで築く協働のまち

指標項目	基準値 (※1)		実績 (※2)		目標値 (2026年) (中間見直し後)
	H28 (2016)	H29 (2017)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	
●環境に関するイベント・キャンペーンなどの実施回数 (衛生環境課)	3回 (H27年)	—	2回	2回	5回

(※1)指標項目の基準値として【意識調査】についてはH29年の値、その他の項目はH28年の値を基本としています。熊本地震の影響が著しい項目についてはH27年の値を使用しています。

(※2)指標項目の実績値として【意識調査】は令和4(2023)年10月に実施した値。